

用水施設の使用を開始しました！（亀松、出村・宇土割工区）

令和8年7月21日

令和7年度工事施工か所の亀松及び出村・宇土割工区において、令和8年6月1日から用水施設の使用が開始されました。

用水施設は、両工区に造成した揚水ポンプ、パイプライン及び給水栓のことで、施設利用開始前の5月下旬に宇城市土地改良区及び地元ポンプ（水利）組合の関係者に現地で、揚水ポンプの運転操作について説明会を行いました。実際に操作する担当者からは、操作盤の見方や仕切弁及び逆止弁の機能などについて熱心な質問を受けました。これにより用水施設が使用可能となり、無事に令和8年産の水稻作付けへの利用が始まりました。

同施設は、当面は国の管理のもと宇城市土地改良区に貸し付ける形で運用することとなります。今後、所定の要件（施設用地の換地処分）が整ったのち、正式に土地改良区へ譲与されることとなります。

引き続き関係者の皆様と協力しながら施設管理の調整や事務手続き等を進めてまいります！



操作説明会の様子



亀松1号揚水機場

（水中ポンプ 口径150mm×2機）



給水栓